

平成30年6月6日現在

機関番号：34316

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K12974

研究課題名(和文) 社会実態調査に即したヘイト・スピーチ規制の総合的研究

研究課題名(英文) Comprehensive study of regulation of hate speech with social survey

研究代表者

金 尚均 (Sangyun, Kim)

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：00274150

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：近年日本においてヘイト・スピーチという行為が社会問題になっている。差別的表現という用語で知られるようになつてから類似の問題は存在した。しかし、デモや街宣活動で、公然と、大勢で脅迫的または侮辱的な態様で冒涇、中傷、暴力扇動をすることは極めて新たな社会現象である。ヘイト・スピーチを差別的表現と同じく扱うことによって足りるのであるか。つまり、何が違うのかを明らかにする必要があるのではなかろうか。日本におけるヘイト・スピーチ問題の端緒となった在特会による京都朝鮮第一初級学校に対する襲撃とその裁判を基点としつつ、ヘイト・スピーチの問題性に迫る。

研究成果の概要(英文)：The act of hate speech in Japan has become a social problem in recent years. A similar problem existed from once as it is known in the term discriminatory expression. However, it is an extremely new social phenomenon to blaspheme, slander and violent incitement in a threatening or insulting manner, publicly, in a democracy or street marketing activity openly. Is it sufficient to handle Hate speech in the same way as discriminatory expression? In other words, it is necessary to clarify what is different. Based on the assault on Kyoto Korea First Elementary School and its trial based on the Special Assembly that was the beginning of the problem of hate and speech in Japan.

研究分野：刑法

キーワード：ヘイトスピーチ規制 人種差別撤廃条約 排外主義 インクルージョン

## 1. 研究開始当初の背景

日本社会において在日外国人をとりわけ韓国・朝鮮人そして中国人をターゲットする街宣活動やデモが散見される。それらの参加者たちは、ヘイト・スピーチ、すなわち、一定の属性によって特徴づけられる集団に対して侮辱的で攻撃的な表現を連呼するなどの行為をする。例えば、「殺せ、殺せ、人！！」 「日本から出て行け、出て行け、ゴキブリ 人」 「 人たち、日本から出て行かなければ、南京大虐殺のつぎは鶴橋大虐殺をするぞ」などと大声で連呼する。憎しみをあおり、しかも差別扇動するような「ヘイト・スピーチ」デモや街宣活動が 2013 年に全国で少なくとも 360 件あったとの調査結果が出ている。また、プロサッカーの試合で人種差別が疑われる「JAPANESE ONLY」と書かれたサポーターによる横断幕が掲げられた問題が発生した。

ヘイト・スピーチが社会問題化する一方で、国連レベルでは、自由権規約委員会 111 会期において、日本政府に対して人種差別、憎悪や人種的優位を唱える宣伝活動やデモを禁止するよう勧告が出された。

また、司法レベルでは、店主が外国人は立入り禁止である旨告げて店から追い出そうとした事件に係る静岡地方裁判所浜松支部判決、公衆浴場入り口に「外国人の入浴を拒否」との張り紙をして入店を拒んだ事件に係る札幌地裁判決、京都朝鮮第一初級学校に対する襲撃事件に係る 2015 年 7 月 8 日、大阪高裁判決において人種差別撤廃条約にいう「人種差別」を内容とする名誉毀損が行われた場合に民法の不法行為(民法 709 条)を構成すると判示しており、ヘイト・スピーチが人種差別に当たることが明らかになっている。

## 2. 研究の目的

このような社会状況を前にして、ドイツなどのヨーロッパの事情を踏まえて、以下のことを検討すべき問題として位置づけ、研究することとした。

(1)ヘイト・スピーチ(街頭でのいわゆる街宣活動やデモそしてインターネット上での攻撃的な侮辱的表現行為)とは、そもそも何なのか。なぜ、あえてヘイト・スピーチという言葉を用いる必要があるのか、つまり、従来から法律に存在する名誉毀損や侮辱と何が違うのか。

(2)個人的名誉の毀損とは異なる、ヘイト・スピーチの「害悪」とは何か、この害悪から発生する「被害」とは何なのか。

(3)ヘイト・スピーチの害悪と被害の実態に対応した法的措置とはどのようなものがあり得るのか。

これらの課題を検討する素材として、朝鮮学校に対する侮辱的表現と業務妨害が人種差別撤廃条約における『人種差別』に該当すると判断した民事判例を素材とした。これを

通じて、日本におけるヘイト・スピーチに関する法的対策を明らかにすることに目的があった。

## 3. 研究の方法

(1)ヘイト・スピーチの実態について、裁判で問題になった事件現場や実際の街宣・デモの現場を丹念に視察し、これに基づき聞き取り調査を行い、ベースとなる基礎的データを得る。その際、聞き取り調査のための質問事項を作成した上で、第 1 に、事件現場及び街宣・デモの現場の視察、第 2 に、事件当時、現場にいた関係者(学校教員、被害児童の父母など)及び街宣・デモ参加者からの聞き取り調査、第 3 に、事件に関係した被害者および加害者の弁護人に対する聞き取り調査をする。質的調査(主に聞きとり)・量的調査の evidence と data の結果を踏まえ、ヘイト・スピーチが惹起する害悪の実態、及び被害実態ならび被害状況(音への恐怖、夜尿症、PTSD など、事後の心身への被害)とその範囲について明らかにすることに努めた。

(2) (1)と並行して、日本における昨今のヘイト・スピーチに対する取り組みの状況及び日本の特殊性を理解し、しかもこれを相対化するために、ヘイト・スピーチに対する諸国(ヘイト・スピーチを規制するドイツなどのヨーロッパ諸国、これを規制しないが、ヘイト・クライム(人種差別的動機に基づく犯罪)を重罰化するアメリカ、そして両方ともない日本)において国、自治体、そして民間団体において、ヘイト・スピーチを規制する・しない理由、そしてどのような法的取り組み(上記諸国のヘイト・スピーチの法的規制の歴史並びに現在について憲法学、国際法及び刑法学の見地から比較検討)及び(法的規制に依拠しない)文化的・社会的取り組みが行われているのかについて、文献調査ならび聞き取り調査を行った。

(3)ヘイト・スピーチの有害性、つまり、一定の集団に対する将来における社会的排除、制度的排除そして暴力犯罪を誘発し、これらを正当化ないし当然視する社会的環境を醸成することを踏まえて、これに対する法的規制の必要性ならび効果・有効性とこれに依拠しない社会における自律的問題解決の方途を探った。

## 4. 研究成果

コリアンルーツを持つ高校生 1500 人を対象にして、アンケート形式で、ヘイトスピーチによる被害実態調査を実施した。の結果に即して、法的ならび社会的解決モデルを提示した。その際、以下のことに着目した。

(1)ヘイト・スピーチ(街頭でのいわゆる街宣活動やデモそしてインターネット上で一定の属性によって特徴づけられる集団に対して攻撃的な態様で脅迫的又は侮辱的な表現をする行為)とは、そもそも何なのか。なぜ、ヘイト・スピーチという言葉を用いる

必要性があるのか。  
(2) 個人的名誉の毀損とは異なる、ヘイト・スピーチの「害悪」とは何か、害悪から発生する「被害」とは何か。

(3) 害悪と被害実態に対応した法的措置及び社会的措置とはどのようなものか。

について、朝鮮学校襲撃事件に係る京都地裁判決(平25年10月7日)及び大阪高裁判決(平26年7月8日)を中心的素材として、人種差別撤廃条約の意義とその人種差別に該当するヘイト・スピーチとは何かを明らかにした。それと同時にヘイト・スピーチの中身ならび定義を明確にした。これにより、個人の名誉に対する毀損とは異なる、ヘイト・スピーチへの具体的対策を構想する上での重要な認識的基礎を構築した。

について、ヘイト・スピーチの「害悪」と「被害」の客観的実態を明らかにした。ヘイト・スピーチを「不快」という感情レベルの問題として誤解する傾向を是正するために、聞き取りによる被害態様調査、実態調査等を行うことで、evidence と data を収集し、「害悪」とその「被害」に関する知見をもとに、ヘイト・スピーチが社会的排除そして将来の暴力犯罪を扇動する看過できないプロセスであることを解明した。

(4) (1)(2)を踏まえてヘイト・スピーチの害悪、その被害実態、表現の自由及び人間の尊厳の4つの観点から、諸外国での国・自治体での法規制の動向ならびに特殊性を調査し、最終的に、法的に規制した場合と規制しない場合の問題性を明らかにして、法制度モデルならび社会制度モデルを提案した。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 23 件)

(2018年)

— 金 尚均「刑法改正、ヘイトスピーチ解消法改正の可能性」法学セミナー757号、査読あり、p.18~25

(2017年)

— 金 尚均「ドイツにおけるヘイトスピーチ対策」ヒューライツ2017年9月号、査読なし、p.10-11

— 金 尚均「人種差別表現と個人的連関」龍谷法学49巻4号、査読なし、p.939-979

— 中村一成「歴史的だが「当たり前」の一步」世界900号、査読あり p.196~204

中村一成「人間として思想として、選んで生きた」季論21 37号、査読あり、p.187~197

(2016年)

— 金 尚均「ヘイトスピーチによる被害実

態調査と人間の尊厳の保障」(2015年龍谷大学人権問題研究委員会助成研究プロジェクト報告書)

— 金 尚均「人種差別表現に対する法的規制の保護法益」龍谷政策学論集5巻2号、査読なし、p.55~72

— 金 尚均「世界の潮 差別に立ち向かう姿勢を明示した大阪市のヘイトスピーチ対処条例/世界879号 p.33~36

— 中村一成「島民の日常から難民の現実を眼差す」世界892号 p.224~230

— 中村一成「瓦礫のただ中で紡ぎ出される希望の物語」世界887号 p.235~241

— 中村一成「在特会」徳島県教祖襲撃事件で高松高裁が画期的判決」金曜日107号 p.33

— 山本崇記「ヘイトスピーチ解消法と部落差別解消法 地域社会における「両輪」の方途」人権と生活44号、査読なし、p.15-20

— 山本崇記・金 尚均編「ヘイトスピーチによる被害実態調査と人間の尊厳の保障」、査読なし、p.1~27

(2015年)

— 金 尚均「ヘイト・スピーチとしての歴史的事実の否定、再肯定表現に対する法的規制」龍谷法学48巻2号、査読なし、p.835~877

— 金 尚均「ヘイト・スピーチの定義」龍谷法学48巻1号、査読なし、p.19~60

— 金 尚均「ヘイトスピーチとヘイトクライムの法的議論」法学セミナー726号、査読なし、p.34~37

— 金 尚均「インタビュー 金尚均氏に聞く 歴史的勝利をどう開くか」世界869号、査読あり、p.256~262

— 金 尚均「ヘイト・スピーチ規制における「明白かつ現在の危険」」龍谷政策学論集4巻2号、査読なし、p.79~106

— 金 尚均「ヘイト・スピーチの害悪」コリアン・スタディーズ3号、査読あり、p.28~40

— 中村一成「心の内にある"差別"」婦人之友1347号、査読なし p.67~81

— 中村一成「ヘイトクライムへの修復的アプローチを考える」法学セミナー726号、査読なし、p.49~53

②中村一成「ヘイト・スピーチ問題の現在」コリアン・スタディーズ3号、査読あり、p.16~27

②山本崇記「部落問題と差別規制の課題に関する予備的考察」世界人権問題研究センター20号、査読あり、p.137~154

③山本崇記「裁判において問われなかった二つのポイント」法学セミナー726号、査読なし、p.54~56

[学会発表](計 件)

〔図書〕(計 2 件)

(2017年)

— 金 尚均『差別表現の法的研究』(法律文化社)

(2016年)

— 中村一成『ルポ思想としての朝鮮籍』(岩波書店)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

金 尚均(KIM Sangyun)  
龍谷大学・法学部・教授  
研究者番号：00274150

### (2) 研究分担者

中村 一成(NAKAMURA Ilson)  
大阪経済法科大学・研究員  
研究者番号：10725188

山本 崇記(YAMAMOTO Takanori)  
静岡大学・人文社会科学部・准教授  
研究者番号：80573617

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：

### (4) 研究協力者

( )